

奈良県地域雇用研究会設置要綱

(目 的)

第 1 条 奈良県の雇用についての現状と課題を整理し、地域における総合的な雇用政策のあり方を検討するとともに、効果的な雇用対策を展開するため、奈良県地域雇用研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(構 成)

第 2 条 研究会は、学識経験者及び労働界、産業界等の関係者からなる委員をもって構成する。
2 研究会には、必要に応じオブザーバーを招へいし、助言を得ることが出来る。

(運 営)

第 3 条 研究会は、奈良県産業・雇用振興部雇用労政課長が学識経験者等の委員の参集を求めて開催する。
2 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第 4 条 研究会の庶務は、奈良県産業・雇用振興部雇用労政課が行う。
2 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、雇用労政課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。